

議案第60号

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

木津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年木津川市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年度税制改正における、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）」の公布により「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」の一部が改正され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年木津川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「第93条第2項の規定により告示された割合」を「第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第2条第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

参考資料（議案第60号）

木津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
第1条（略）	第1条（略）
（延滞金の割合等の特例）	（延滞金の割合等の特例）
第2条（略）	第2条（略）
2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては <u>当該延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u> が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（ <u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u> ）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と

する。